



FAX:

ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6 階 TEL: 045-450-6701(平日 9:00 ~ 17:00)





【今月の一言】

先日、突然レンジが故障してしまいました。我が家にとってレンジのない生活は到底考えられないため、 早速家電量販店へ行ってきました。

令和の機種は、見た目はシンプルで、より機能的に、 よりお手入れが簡単になっており、家電の進化を感 じました。

…とはいえ、以前のレンジは故障するまで一度も使わなかった機能がたくさんあったので、新調を機にもっと便利に使いこなせるようにチャレンジしてみようと思います。 (事務員 S)

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。

企業のカスタマーハラスメント対策

顧客が企業やその従業員に対して行う不当な要求 や迷惑行為(カスハラ)は、業務への支障はもちろん、 従業員のパフォーマンスや健康状態等にも影響する ため、対策が必要です。

厚生労働省・あかるい職場応援団の「職場における ハラスメント対策(カスタマーハラスメント対策)」の 研修動画資料(令和6年6月11日改訂)が参考とな るので、以下で紹介します。

◆カスハラに該当する行為、判断基準、対応例

この資料では、具体的な該当行為として、以下の 9 つが挙げられており、それぞれ、「該当行為例」「判断 基準例」「対応方針・対応例」「該当する可能性のある 刑法犯」について示されています。

- ①長時間拘束型、
- ② リピート型、
- ③ 暴言型、
- ④ 暴力型、
- ⑤ 威嚇·脅迫型、
- 6 権威型、

⑦店舗外拘束型、

- ⑧ SNS/インターネット上での誹謗中傷型
- ⑨ セクシュアルハラスメント型

【例】

- 長時間拘束型については、「居座り、長時間 の電話など、顧客が正当な理由なく長時間 従業員を拘束する」(該当行為例)
- 「商品・サービスに問題がない場合、約30分を目途に判断する」など(判断基準例)
- 「上位者に代わる(電話応対時、来店時)」な ど(対応方針・対応例)
- 「監禁罪刑法 220 条(3 年以上 7 年以下の 懲役)・一定の場所から移動の自由を奪う行 為」など(該当する可能性のある刑法犯)

◆カスハラ対策の基本的な枠組み(事前準備・ 事後対応)

企業はあらかじめカスタマーハラスメントを想 定した準備、実際に起こった際の対応を検討して おくことが望まれます。

【ハラスメント行為を想定した事前準備】 事業主の基本方針・基本姿勢の明確化

従業員への周知・啓発→従業員(被害者)のため の相談対応体制の整備

対応方法、手順の策定

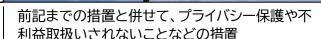
社内対応ルールの従業員等への教育・研修

【ハラスメント行為が実際に起こった際の対応】 事実関係の正確な確認と事案への対応

従業員への配慮の措置

再発防止のための取組み

 \downarrow



【厚生労働省・あかるい職場応援団「職場における ハラスメント対策(カスタマーハラスメント対策)」】

改正入管法等が成立 「育成就労制度」とは?

6月14日に出入国管理及び難民認定法(出入国管理法)の改正案が参議院で可決・成立し、1993年に始まった技能実習制度は廃止され、新たに育成就労制度が創設されることになりました。

変更となる点についてまとめておきます。

◆育成就労制度の特徴

- 技能実習制度から「育成就労制度」へ 「育成就労制度」は、特定技能 1 号の技能を 有する外国人を育成するとともに、産業分野 の人材不足解消を目的としています。
- 在留期間は、技能実習制度では最大で通算 5年で、技能実習修了後は原則帰国でしたが、 「育成就労制度」は、育成就労期間(原則3年) 修了後の特定技能1号への移行がスムーズ に行える枠組みとなっています。また、「技能 実習制度」では認められていなかった転職 (転籍)が要件を満たせば可能になります。
- 技能実習制度では、技能実習/特定技能それ ぞれの対象業種・分野の乖離していることが 問題とされていました。今回の「育成就労制 度」では、この受け入れについて特定技能 1 号と同じ業種・分野に限定される予定です。
- 悪質なブローカー対策として、不法就労させた場合の罪が厳罰化されます。また、当分の間、民間職業紹介事業者の関与は認めない方針です。
- 技能実習の監理団体が「監理支援機関」に名

称変更となり、受け入れ機関の要件を適 正化し、適切な受入れ・育成を実現する としています。

◆制度の開始時期は?

育成就労制度は、公布から 3 年後の 2027年から開始され、2030年までが移 行期間となる見込みです。

【厚生労働省「改正法の概要(育成就労制度の 創設等)」】

8月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

13日

- ○源泉徴収税額·住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- ○雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降採用の労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

9月1日

- ○個人事業税の納付<第1期分> 「郵便局または銀行]
- ○個人の道府県民税・市町村民税の納付
- <第2期分> [郵便局または銀行]
- ○健保・厚年保険料の納付

[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出

[年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用 状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- ○外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)

<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]